

# 京成高砂駅付近の「開かずの踏切」解消に向けて

大きく前進!!

## 区民の皆さまのこれまでの努力が実を結び、京成本線の連続立体交差事業が着工準備採択されました

【担当課】 都市計画課高砂地域整備担当 ☎03-5654-8344

区は「開かずの踏切」の解消に向け、高砂地区開発協議会とともに鉄道立体化を見据えたまちづくりの検討を進めています。

京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近の連続立体交差事業について、令和4年4月に東京都が国からの着工準備採択を受け、事業化に向けて具体的な調査を行う段階に進むことになりました。

### 高砂地区開発協議会とは?

京成高砂駅周辺の町会・自治会・商店会の9団体で結成された、京成高砂駅付近の鉄道立体化の早期実現や京成高砂駅周辺のまちづくりの検討などを行う団体

### これまでの経緯

- 2002年 高砂地区開発協議会設立
- 2005年 鉄道立体化を促進する住民決起大会を開催
- 2008年 東京都が連続立体交差事業の「事業候補区間」に位置付け
- 2009年 高砂地区開発協議会が「高砂駅周辺まちづくり基本構想」を区に提出
- 2021年 高砂地区開発協議会・区・区議会が鉄道立体化の早期実現に向けて東京都に要望書などを提出
- 2022年 新規着工準備箇所として採択される



高砂1号踏切



住民決起大会



東京都に要望書を提出

### 連続立体交差事業の事業化までの流れ

連続立体交差事業は都市計画事業として施行するため、今後、都市計画手続きを経て事業化していきます。



### 着工準備採択とは?

国が事業に関わる総合的な評価を行い、準備・計画を実施していく路線とするかを判断することです。採択後は事業化に向けて、事業者が環境調査や都市計画手続きなどを進めていきます。

高砂地区開発協議会は、今年で創立20周年の節目の年です。

まちづくりの進捗を踏まえ、昨年10月に東京都へ鉄道立体化の早期実現とまちづくりの支援に向けた要望書を区と連名で提出しました。その結果、4月に東京都が国から着工準備採択を受けることになり、連続立体交差事業の実現に向け、大きな前進と感じています。

引き続き、一日も早い「開かずの踏切」解消と高砂駅周辺のまちづくりの実現をめざしてさまざまな取り組みを続けますので、地域の皆さまのより一層のご理解ご協力をお願いします。



高砂地区開発協議会 会長 関根芳夫氏

## 都営住宅入居者募集

住宅にお困りの所得の低い方を対象とした住宅です。

### 【募集住宅】

- ①家族向(ひとり親・高齢者・心身障害者・多子・特に所得の低い世帯) 1,284戸、家族向(車いす使用者世帯) 15戸
- ②単身者向266戸、単身者用車いす使用者向5戸
- ③シルバーピア(単身者向) 40戸、シルバーピア(二人世帯向) 27戸
- ④居宅内で病死などがあつた住宅 単身者向76戸、シルバーピア(単身者向) 9戸、シルバーピア(二人世帯向) 1戸、車いす使用者世帯向4戸
- ⑤シルバーピア住宅(地元割当) 単身者向2戸

①は、書類審査・実態調査により住宅に困っている度合いの高い順にあつせんします。その他は抽選です。

### 【募集案内・申込書配布期間】

8月1日(月)~9日(火)(閉庁時は区役所1階夜間・休日窓口にて配布します)

### 【募集案内・申込書配布場所】

住環境整備課(区役所3階307番)、西生活課(区

役所2階234番)、福祉事務所東庁舎(金町1-6-24)、区民事務所、区民サービスコーナー、東京都住宅供給公社新小岩窓口センター(西新小岩1-1-2)

東京都住宅供給公社ホームページ(<https://www.to-kousya.or.jp>)からも取り出せます。

### 【申込方法】

8月16日(火)(必着)までに郵送で。窓口では受け付けできません。

詳しくは、募集案内をご覧ください。

### 【問い合わせ】

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

▶8月1日(月)~16日(火)

☎0570-010-810

▶上記以外の期間

☎03-3498-8894

いずれも土・日曜日、祝日は除く。

【担当課】 住環境整備課



## Jアラート 全国一斉試験放送を実施

Jアラートの正常な動作を確認するため、学校などに設置している防災行政無線から試験放送が流れます。

※Jアラートとは、地震・津波などの緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【日時】 8月10日(水)午前11時ごろ

### 【放送内容】

チャイム音の後、「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)「こちらは、防災かつしかです」という放送が流れます。

※気象状況などにより中止となる場合があります。

※試験放送のためサイレン音は鳴りません。

【担当課】 生活安全課

☎03-5654-8596

## 気をつけよう! 消費生活のトラブル

令和3年度、消費生活センターには、3,520件の相談が寄せられました。令和4年4月1日からは成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の若者の消費者被害が増えることが予想されます。今回はトラブルに遭わないためのアドバイスを紹介します。

【担当課】 消費生活センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) ☎03-5698-2311

**事例①** SNSで知り合った人から「儲かる話があるからWeb説明会を受けないか」と誘われて参加した。そこで、ネットビジネスで儲かる情報商材を勧められた。また、一緒に活動する仲間を誘えば報酬が入ると勧誘され契約したが全く儲からない。

### アドバイス①

儲かると勧誘された情報商材のトラブルです。若者は知り合いから誘われると断れない傾向にあります。仲間を誘えば利益が得られるというマルチ商法の会員になって、他の人を誘うと加害者になってしまい、人間関係も壊れてしまいます。

契約によっては、クーリング・オフができるケースがあります。簡単に儲かる話はありませんので、うのみにせず、きっぱり断りましょう。

**事例②** マッチングアプリで知り合った女性に出会い系サイトに誘導された。サイトでやり取りをするためにはポイントが必要で、連絡先を交換するために何度もポイントを購入するように言われ購入したが、交換できなかった。返金してほしい。

### アドバイス②

サイト内では、匿名でメッセージをやり取りしているので、相手が本当のことを言っているのか、実在する人物であるのかはわかりません。金銭の要求など、不審なことがあったら、応じないようにしましょう。